



「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」について

健康保険の資格情報のお知らせと 個人番号(マイナンバー)確認のお願いについて

日頃より、健康保険組合の活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省からの依頼に基づき、[加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくこと](#)を目的に、健康保険組合が把握している加入者情報(個人番号の下4桁含む)を、皆さまにお知らせすることとなりました。

「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」(以降「資格情報のお知らせ」と呼ぶ)の記載事項をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。



対象者	保険証の交付日が2024年9月12日以前の方 (トヨタ車体健保にマイナンバーの登録がない方は対象外となります)
送付時期	2024年10月9日以降、順次送付
送付物	・送付案内(目的・依頼内容の説明) ・資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い
案内記載内容	①記号番号枝番 ②氏名 ③フリガナ ④負担割合※ ⑤資格取得年月日 ⑥保険者名 ⑦個人番号下4桁 ※④の負担割合は70歳以上の方に交付の高齢受給者証をお持ちの方のみ記載
送付方法	トヨタ車体健保 → 会社(各職場) → 社員 (任意継続の方は自宅郵送) ※原則世帯単位での送付(6名以上は個人単位)

ご確認ください

「資格情報のお知らせ」に記載されている 内容に誤りはないですか?

※「負担割合」欄については、通知時点において、70歳以上の高齢受給者の方のみ一部負担金の割合を表記しています。なお、70歳未満の方は、記載なし(空白)としています。




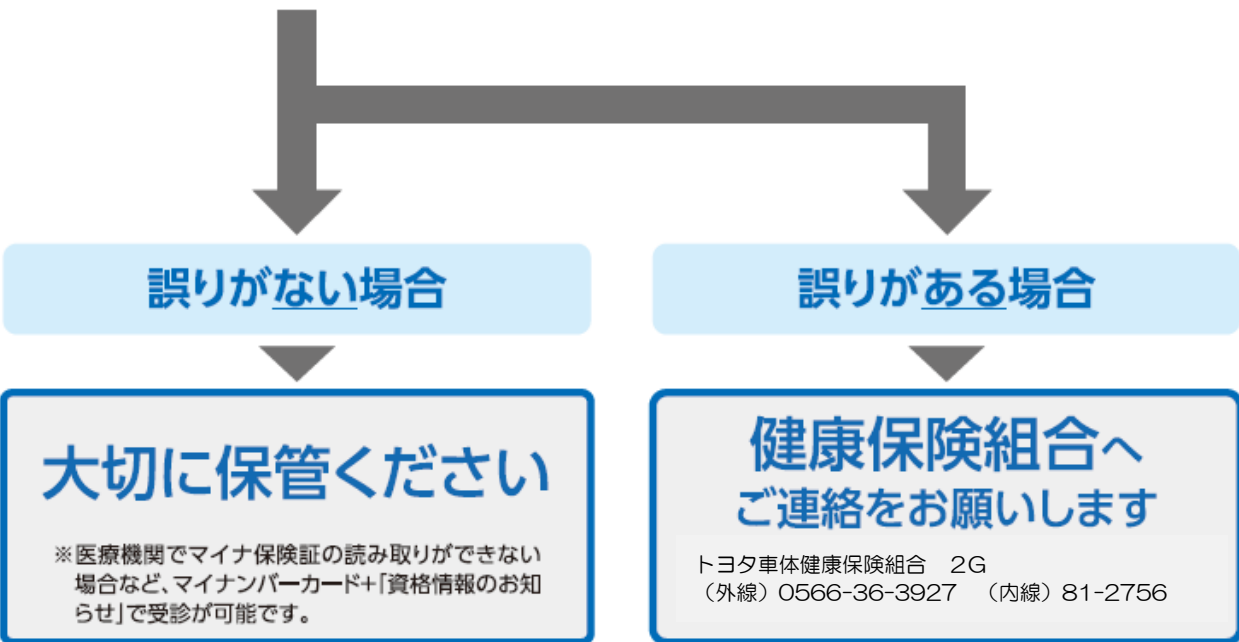
「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号(マイナンバー)下4桁の数字が、あなたの個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しているか、ご確認ください。

資格情報のお知らせ

マイナンバーの確認方法


以下のいずれかの方法で確認できます。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写し
- ・通知カード








お送りした「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合は、マイナポータルにログインすることでご自身の最新の「資格情報」を確認することができますので、マイナポータルにログインの上、ご確認ください。

<https://myna.go.jp/certificates/health-insurance-card>



マイナンバーに関する問合せ先

<p>マイナンバー制度について</p>	<p>マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_contact 受付時間：平日9:30～20:00 土日祝：9:30～17:30（年末年始を除く）</p>	
<p>一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合（有料）</p>	<p>マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250</p>	
<p>マイナンバーカード総合サイト</p>	<p>マイナンバーカードについてより詳しく知りたい場合の総合WEBサイト マイナンバーカード総合サイト https://www.kojinbango-card.go.jp/ 多言語化対応のチャットボットが使用できます （日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）</p>	

Q1 送られてきた「資格情報のお知らせ」の通知の趣旨は何か。

A1 厚労省からの依頼に基づき、加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。

「資格情報のお知らせ」の内容をご確認いただき、加入者の皆さまが認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。

加入者の皆さまが認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特にお手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。

Q2 一部の家族が入っていないのですがなぜでしょうか。

A2 2024年9月12日（通知用データ取込み日）時点に加入している家族、且つマイナンバーを提出している方を対象に「資格情報のお知らせ」を発行しています。

- ①別の健康保険に加入している
- ②事業所（健康保険組合）にマイナンバーを提出していない
- ③事業所（健康保険組合）にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない
- ④2024年9月12日（通知用データ取込み日）以降に扶養増の手続きをした

等の場合は今回の「資格情報のお知らせ」の発行対象者ではありません。

Q3 内容を確認したら「資格情報のお知らせ」は廃棄してよいのか。

A3 マイナ保険証になると、マイナンバーカードには保険証の記号番号枝番などの資格情報が記載されていないので「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。今回の「資格情報のお知らせ」は1回限りの送付となります。

医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があります、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、通知の右下にある【資格情報のお知らせ】を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。

今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。

Q4 「資格情報のお知らせ」に記載の個人番号四桁の情報が違うのですが。

A4 トヨタ車体健保にご連絡ください。